

東大阪市学習を伴う子どもの居場所づくり支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の子どもの居場所において、学習習慣を身につけることや、子どもの見守り・養育支援に関する事業として実施する東大阪市学習を伴う子どもの居場所づくり支援事業（以下「学習支援事業」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 学習支援事業は、学習習慣を身につけること、また、放課後に気軽に集える居場所を提供することで子どもを見守り子どもの健全な育成を助長すること、あわせて子どもの貧困の予防を目的とする。

(事業の対象者)

第3条 学習支援事業の対象者は、東大阪市在住の小学生とする。

(事業内容)

第4条 学習支援事業は、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる支援を行う。

- (1) 学習習慣の定着、学習意欲の向上を目的とした、子どもへの宿題や課題に対する学習支援
- (2) 放課後に集うことのできる居場所の提供
- (3) 養育支援を必要とする子どもと保護者への教育・生活の支援および必要に応じて関係機関とも連携した見守り

(実施主体)

第5条 学習支援事業の実施主体は、東大阪市とする。ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他東大阪시가適當と認める事業者（以下「事業者」という。）に委託できるものとする。

2 当該事業の事務局は、子どもすこやか部子育て支援室子ども家庭課（以下「事務局」とする。）とする。

(事業の実施方法)

第6条 学習支援事業は、東大阪市内に所在する学習支援事業の実施に必要なスペースの提供が可能な団体で、かつ、子どもの見守りや養育支援を適切に行える団体（以下「居場所提供団体」という。）から施設のスペースの提供を受けて実施し、事業の管理は事業者が、実施場所の管理については、居場所提供団体において実施する。

2 事業利用者の募集については、東大阪市および居場所提供団体が行う。

3 事業の実施は、年間を通じておおむね週1回、毎週特定の曜日とし、東大阪市と事業者と居場所提供団体が協議して定めるものとする。

4 実施時間は、事業の準備、撤収も含めて1回あたり2時間程度とする。時間帯については、東大阪市と事業者と居場所提供団体が協議して決定する。

5 事務局は、地域支援課、福祉事務所、生活福祉課、教育委員会等（以下「関係部局等」という。）との連携体制を構築し、効果的な支援に取り組むものとする。

6 事業者は、前各項の規定にかかわらず、東大阪市及び居場所提供団体と協議の上、必要に応じて事業を追加して実施することができるものとする。

(事業の実施体制)

第7条 事業者は、学習支援事業の主旨を十分理解し、次のとおり従事者を選任し配置するものとし、従事者及び利用者の安全確保に十分配慮しなければならない。

(1) 総括責任者 1名

(2) 学習支援専門員 1名

(3) 学習サポーター 1名

学習支援専門員および学習サポーターについては、教室ごとに上記人数を配置し常駐させるものとする。

なお、上記人数の配置では安全な事業運営が行えない等事業に支障を来すと判断される場合は、東大阪市と事業者において協議することができるものとする。

(事業の利用)

第8条 学習支援事業を利用しようとする対象者の保護者は、「(様式1)東大阪市学習を伴う子どもの居場所づくり支援事業利用申請書（以下「利用申請書」という。）」を市長に提出するものとする。

ただし、これに代わる利用登録の手法により、対象者の保護者が事業の利用にあたり必要な情報を

事業者へ申請することができると東大阪市が認める場合は、この限りではない。

- 2 市長は、利用者が学習支援事業の目的を阻害する行動をとるなど、事業の適正な実施に支障が生じると判断したときは、当該利用者の利用を取り消すことができる。この場合、「(様式2)東大阪市学習を伴う子どもの居場所づくり支援事業利用取消通知書」をもって、利用者の保護者に通知するものとする。

(事業の利用料)

第9条 事業の利用料は無料とする。

(事業実績報告)

第10条 事業者は、毎月10日までに、事務局へ前月の事業報告を、書面をもって報告するものとする。

(関連機関との連絡)

第11条 事業者は、事務局及び居場所提供団体と協議し、定期的または臨時的な連絡会を開催するものとする。

- 2 事務局は、事業実績報告書または連絡会で得た情報等を、必要に応じて関係部局等に情報提供を行い、連携を密にするものとする。

(事故・苦情・緊急時対応)

第12条 事業者は、事故・苦情・緊急事態等が発生した場合は、速やかに保護者、事務局へ連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

(実施上の留意事項)

第13条 事業者は、学習支援事業を遂行する上で知り得た事項について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、東大阪市の定める情報セキュリティポリシーの規定を遵守し、個人情報の保護及び漏えい防止に関して周知徹底を図らなければならない。なお、守秘義務については委託業務が終了した場合においても同様とする。

- 2 事業者は、事業を遂行する上で知り得た事項を電子データ管理する場合は、厳重に管理、保管しなければならない。また、委託業務が終了する場合の電子事務機器における残存データに関しても、必ず責任を持って対応し、それを起因とする漏えいに関しては委託業務が終了した場合でも責任を負う

ものとする。

3 東大阪市は、事業者が契約において個人情報の取扱いが不適切と認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求ができるものとする。

4 事業者は、事業実施上の瑕疵により学習支援事業の対象となる子どもその他の第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。また、このため必要な範囲内で傷害保険等必要な損害保険に加入しなければならない。

(その他の事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、事務局にて協議の上定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年6月15日から施行する。

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

(宛先) 東大阪市長

申請者 (利用希望者の保護者)

住所 _____

氏名 _____

利用希望者との関係 _____

東大阪市学習を伴う子どもの居場所づくり支援事業利用申請書兼同意書

東大阪市学習を伴う子どもの居場所づくり支援事業の利用について、下記のとおり申請します。

記

1. 利用希望者について

(ふりがな) 氏 名	性別	生年月日 小学校名	学年	交通手段
				徒歩・自転車
				・保護者等の送迎
				徒歩・自転車
				・保護者等の送迎
				徒歩・自転車
				・保護者等の送迎

2. 緊急連絡先について

(ふりがな) 保護者氏名		利用希望者との 関係	
保護者連絡先※	(電話番号) (メールアドレス)		

※ 保護者連絡先は事業実施時間内において連絡がつく番号を記載ください。

3. 利用希望施設

様式2

東大阪 第 号

令和 年 月 日

様

東大阪市長 ○○ ○○

東大阪市学習を伴う子どもの居場所づくり支援事業利用中止通知書

令和 年 月 日付で決定した東大阪市学習を伴う子どもの居場所づくり支援事業の利用について、
下記のとおり利用中止を決定しましたので通知します。

記

1. 利用中止となる対象者名

2. 利用中止日

3. 利用中止の理由